

土地境界確認申請に関するお知らせ

那覇市道路管理課の管理する土地との境界確認につきまして、令和7年4月1日から境界確認方法や申請書等を下記のとおり変更します。
なお、申請の際には、HPにおいて最新情報を確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 書面による境界確認の実施

次の条件に合致する場合、現場での境界確認に代わり、書面（写真や測量成果等）による境界確認を行います。

- (1) 法務局備付けの地積測量図が平成17年3月7日以降に作成されたものである。
- (2) 現地測量において、世界測地系を採用している。
- (3) 現地測量の結果と既存境界標識が許容誤差の範囲内で一致している。
- (4) (1)の地積測量図にある基準点及び境界標識が現存している。

ただし、土地境界と現場状況が一致していない場合には、原則現場立会を行います。

2. 申請書等に関する変更

申請資料について、以下のとおり変更します。

- ①申請書の添付資料に次の資料を追加します。
 - (1) 土地境界確認申請書類チェックシート
 - (2) 法務局備付けの地積測量図
- ②隣接者の承諾書（立会証明書）の作成は、境界確認業務を専門とする土地家屋調査士が行うこととします。
- ③土地境界確認の申請は、権利者全員により行うこととしていますが、申請理由によって、以下のとおりとします。
 - (1) 申請理由が分筆・合筆等軽微な変更の場合、各共有者の持分の価格に従い、その合計が過半数あれば可とします。
 - (2) 申請理由が地積更正、地図の訂正等の場合、各共有者でも可とします。

問い合わせ先

那覇市 都市みらい部 道路管理課 境界・補償グループ

TEL：098-951-3237